

平成30年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	那覇市ほか22市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	151,222 千m ³
(3) 一日平均給水量	414 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	10,200,312 千円
イ 導送取水施設整備事業	3,700,357
ロ 北谷浄水場施設整備事業	3,340,285
ハ 水道広域化施設整備事業	3,159,670

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		29,726,752 千円
第1項 営業収益		16,772,762
第2項 営業外収益		12,873,347
第3項 特別利益		80,643
	支	出
第1款 水道事業費用		29,717,300 千円
第1項 営業費用		28,026,771
第2項 営業外費用		1,633,579
第3項 特別損失		51,950
第4項 予備費		5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,010,539千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額246,505千円、過年度分損益勘定留保資金3,982,893千円及び減債積立金781,141千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	12,149,271 千円
第1項 企 業 債	2,612,000
第2項 国 庫 補 助 金	9,123,983
第3項 他 会 計 補 助 金	411,547
第4項 その他資本的収入	1,741
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	17,159,810 千円
第1項 建 設 改 良 費	12,890,323
第2項 企 業 債 償 還 金	4,237,881
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	31,606

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道広域化施設整備事業	平成31年度	1,377,828 千円
海水淡水化施設整備事業	平成31年度	600,000 千円
導送取水施設整備事業	平成31年度から 平成32年度まで	4,460,434 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成31年度から 平成32年度まで	1,723,190 千円
名護浄水場施設整備事業	平成31年度から 平成32年度まで	592,225 千円
粟国島ほか3島水道施設 運転管理業務委託事業	平成31年度から 平成35年度まで	152,843 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 2,612,000千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 2,300,663 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特例債の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、542,424千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志